

区・自治会に加入しましょう!!

■区・自治会では…

- ・環境美化や防犯パトロールなどの活動を行っています。
- ・地域に住む子どもから高齢者までが楽しく集い、心ふれあう活動に取り組んでいます。
- ・住みよいまちづくりに向けて皆さんの思いを行政に届け、協働のまちづくりに取り組んでいます。

市役所などには、各区・自治会で発行された広報紙を設置していますのでぜひご覧ください。

■区・自治会に加入するには

お近くの区役員、自治会役員に申し出てください。所属する区が分からない場合はお問い合わせください。

問地域創生推進課(東庁舎) ☎71・2315 ☎72・2000

国民年金の保険料はまとめて払うと安くなります

10月から3月までの6か月分の国民年金保険料を口座振替でまとめて払うと、毎月払うより1,120円安くなります。

口座振替の手続きは、金融機関か草津年金事務所で8月末までに行ってください。

※詳しくは問へお尋ねください。

問草津年金事務所国民年金課 ☎077・567・2220

保険年金課(東庁舎) ☎71・2324 ☎72・2460

滋賀県国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等の申請について

高額療養費について、あらかじめ窓口で申請して認定証の交付を受けると、一か月の医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることができます。認定証が必要な場合は、申請をしてください。

■窓口での交付申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)
- ・申請に来る人の身分証明書
- ・個人番号(マイナンバー)カードまたは個人番号通知カード
- ・委任状(別世帯の人が申請する場合)

■認定証の有効期限は7月31日です。引き続き認定証が必要な場合は、申請をしてください。

※国民健康保険税を滞納していると、認定証の交付を受けることができない場合があります。

※70歳から74歳までの人は、所得区分によって認定証が交付されない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問保険年金課(東庁舎)

☎71・2324 ☎72・2460

近年、登下校中の子どもが不審者に狙われる事件が多発しています。登下校中の子どもは安全確保については、防犯ボランティアの協力のもと見守りを行っています。高年齢化や担い手不足、共働き家庭の増加に伴う保護者の見守りの困難化などの課題があります。

そこで見守りの担い手を増やすため、個人の負担が少なく、多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り活動」の取り組みが推進されています。

「ながら見守り」とは、ウォーキングやジョギング、犬の散歩、花の水やりなどの普段の生活の中で、防犯の視点を持って、子どもや地域のことを気にかける防犯活動のことです。

日常生活の中で、皆さんに防犯意識を持っていただくことで、「地域を見守る目」を増やすことができます。

子どもたちが、犯罪などの危険にさらされることなく、安全・安心に暮らすために、みなさん一人ひとりのご協力が必要です。

もし何か不審と思われる人を見かけたら、110番通報をするなど、犯罪の防止にご協力をお願いします。

みなさんで大切な子どもや地域を見守りましょう。

《今月は、生活環境課が担当しました》

人権シリーズ
「ながら見守り」
はじめてみませんか?